

第13回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する 調査特別委員会 第4号 昭和27年6月4日

[本文へスキップ](#)

現在表示しているページの位置

[トップページ（検索画面）](#) → 会議録テキスト表示（第13回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 第4号 昭和27年6月4日）

会議録テキストのURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604>

メニュー

この画面で利用できる機能は次のとおりです。

- [1. 会議録本文](#)
- [2. 表示する発言の絞り込み](#)
- [3. 発言の目次](#)
- [4. 会議録のPDFを表示](#)
- [5. ヘルプ（使い方ガイド）（別画面）](#)

1. 会議録本文

本文のテキストを表示します。[発言の目次](#)から移動することもできます。

000・会議録情報

昭和二十七年六月四日（水曜日）

午後二時二十分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事 井手 光治君 理事 並木 芳雄君

理事 前田 種男君

石原 登君 宇野秀次郎君

押谷 富三君 鍛冶 良作君

菅家 喜六君 島田 末信君

田淵 光一君	中野 武雄君
野村専太郎君	原 健三郎君
多田 勇君	亘 四郎君
河野 金昇君	鈴木 義男君
立花 敏男君	武藤運十郎君

出席政府委員

総理府事務官 (全国選挙管理 委員会事務局 長)	吉岡 恵一君
総理府事務官 (全国選挙管理 委員会事務局選 挙課長)	金丸 三郎君

委員外の出席者

衆議院法制局参 事 (第一部長)	三浦 義男君
------------------------	--------

本日の会議に付した事件

公職選挙法改正に関する件
小委員会の報告聴取に関する件

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/0>

001・小澤佐重喜

○小澤委員長 ただいまより会議を開きます。

公職選挙法改正に関する問題を議題に供します。

この際小委員会の経過を簡単に御報告申し上げます。すでに御承知のように、第十、第十一、第十二、今回の十三回と約一年間にわたって公職選挙法改正に関する小委員会は案の内容を検討して参りましたが、ようやく本日結論を得ましたので、ここに御報告を申し上げまして、御了承を得たいと存ずるものであります。略式であります。その内容につきましては三浦法制局第一部長から御報告してもらいます。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/1>

002・三浦義男

○三浦法制局参事 それでは私から便宜今回の公職選挙法修正案要綱の概要を御説明申し上げます。お手元に差上げてございする公職選挙法改正案要綱をごらん願いたいと思います。

大体ここに掲げてございすることは、別途皆様の手元に上げてございする公職選挙法

いうことはできないという趣旨じゃないかと思う。いわゆる労務をやみものだけは乗つてもいいけれども、選挙運動ができないのは、片一方の条文ではつきりしておく。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/23>

024・鍛冶良作

○鍛冶委員 私もあなたの言われるように解釈しておつた。これでは間遠いやすいから、もう少しその点を明確にしてもらわなければならない。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/24>

025・三浦義男

○三浦法制局参事 その点は、法律の方は十六ページ、百六十川條の五であります、「街頭演説及び連呼行為においては、選挙運動に従事する者は、公職の候補者一人について、十五人を超えてはならない」こう書いてありまして、単なる労務者は選挙運動に従事するものではありませんから、原則的には入らないわけです。ところがそう申しますと、運転手も選挙運動に従事することになつてしまう。労務を提供するいろいろな形態において、実際問題といたしましては選挙運動には従わないが、労務に従事するものは、選挙運動の態様としてはいろいろな形が起つて来るわけです。その人数を制限いたします場合、それらの者を省きますと、結局制限いたしました人数がそこからくずれて行くことになりますので、人数の制限の場合におきましては、労務を提供する者も含む、従いまして労務を提供する者は未成年者であれ、そうでない成年以上の労務者であれ、すべてを含めてその人数を制限する、従いまして労務者でありますから、選挙運動はできません。メガホンくらいはできるかもしれませんが、選挙運動に従事する者は人数が制限されるよりになつて来る、こういうように考えております。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/25>

026・小澤佐重喜

○小澤委員長 今のあなたの概念で言うと、選挙運動と労務というものは非常にはつきりしない。やはり連呼行為と街頭演説などは選挙運動であつて労務行為でないと言つた方がいいじゃないですか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/26>

027・立花敏男

○立花委員 今のところで、十六には「未成年者使用の選挙運動の禁止」とあるのですが、これは未成年者を使用してはいけないので、未成年者が自発的に選挙運動をやるのはいいの

かどうか、この点を明白にしてもらいたいと思う。使用がいけないというならば、これでもいいのですが、全部いけないというのであれば、使用という言葉を除かないと……

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/27>

028・小澤佐重喜

○小澤委員長 立花さん、それは小委員会では、あなたもお聞きになつたでしようが、使用でなくても、自発的にやつてもいかぬということです。この問題は、小委員会のお互いの論議は、今私が話した通りであつたが、今三浦さんから聞きますと、未成年者になると罰金刑に処するわけに行かないのだそうです。そこで結局使用者を罰するよりほかないので、特に罰する意味から使用という言葉を使つたのであつて、内容自身は少しもかわつていない。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/28>

029・立花敏男

○立花委員 しかし法文になる以上は明白にしておかないと……。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/29>

030・三浦義男

○三浦法制局参事 それはただいま委員長からお話のありましたような趣旨で、使用者をするということにいたしまして、未成年者が自発的にやる場合については、この法律で制限する範囲ではない、かように考えております。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/30>

031・河野金昇

○河野（金）委員 今の三浦さんのような解釈をするならば、こんな法律をつくる必要がなくなつてしまう。未成年者は選挙運動に携わることはできぬ、選挙運動とは、もちろんある程度先ほど言うメガホンなりマイクでやることも選挙運動なんだから、こういうことも禁止する、未成年者を禁止するということでない、ただ使用者だけ罰してかつてにやるというのは……。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/31>

032・小澤佐重喜

○小澤委員長 結論だけ載せるようにして……。ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/32>

033・小澤佐重喜

○小澤委員長 速記を始めて……。ただいまの未成年者の問題は、法制局の方では、少年法等の関係で、自発的に未成年者がやった場合には罰しない趣旨で規定ができておつたのだそうでありますけれども、しかし今皆さんの御意向等を承れば、かりに警察官がこれを取締ることが可能であるということだけでも相当の効果があるという趣旨で、必ずしも罰金は科さないで体刑に処するという趣旨でなく、取締りの可能という意味から、多少理論的には変であるけれども、未成年者も罰する、取締るということが進むことにしていかがですか。使用者も罰する。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/33>

034・鍛冶良作

○鍛冶委員 従いまして書き方ですが、「二十年未満の者を使用して」ということをやめて、二十年未満の者は選挙運動をすることはできないというふうにすべきだと思います。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/34>

035・小澤佐重喜

○小澤委員長 またこれを使用した者も同じということになる。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/35>

036・三浦義男

○三浦法制局参事 それはお手元にあります要綱の八ページの十六に書いてありますように、(1)を削つたと思いますが、それを生かしますれば、そのようになると思います。そうして法文の上でさような整理をいたします。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/36>

037・小澤佐重喜

○小澤委員長 よろしゅうございますか。

038・田淵光一

○田淵委員 私はまだ納得行かぬのであります。現行法による少年の取締りは警察で罰金を科せられなくとも、あるいは禁錮その他の罰則があるということは、一人か二人、もしくは数名で、取締り可能な範囲の場合のことです。しかし実際においてできるかという問題です。山の奥に行つたときに、あるいは取締機関が非常に手薄な所で、小学校の生徒、中学生、あるいは高等学校の未成年者が自発的にこれをやつた場合に、取締りが実際にできるということを裏づけておらなければならぬが、現実の問題として取締りは不可能であります。そういう場合にはどういふぐあいにやるかということをはつきりしておかないと、それは必ずあります。今の法律は、一人か二人ないしは五人くらい、警察の手の届く可能な範囲のことを言っておりますが、そうすると裏をかかれます。それは前の参議院議員選挙のときにそういうことがある。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/38>

039・小澤佐重喜

○小澤委員長 それは犯罪をどうして逮捕し取締りをするかという問題なんで、選挙法だけの問題じゃないと思います。従つてそういうような場合に、あなたの考えているような相当の困難なことがあると思いますが、それはかりにそのときに取締れぬでも、一たび未成年者が違反行為をやれば、罪人でありますから、警察予備隊でも何でも相当に呼んで、(笑声) 何人でも縛れると思います。それは法律で規定しなくとも、警察官がやる仕事であつて、今ここで別な警察法か何かの問題でそういう議論をすることはいいと思いますが、一応これは可能であるという建前でこの法律だけについて進みましょう。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/39>

040・田淵光一

○田淵委員 かりにつくる以上は、委員長、徹底したものでなければいけません。徹底したものでなければならぬということは、非常に常識的で、そうなければならぬのであります。そうではないから、裏をかかれておるのであります。未成年者ではありません。りつばなおとなが、たとえば今度のメーデーなんかを見ても、取締機関の少い、実施のできないところを見てやつておる。だからはつきりそれを書くのだ。山の中では取締りができないのです。取締りができないものをどういふようにするかという研究を、私はもうひとつ伺いたい。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/40>

041・前田種男

○前田（種）委員 今の田淵君の意見は、この点だけ言っておられますが、実際は選挙法の実際についての取締り、あるいはこれを守るといふ観念がもつと真剣に考えられなければならぬのです。だからこの問題だけではないのです。選挙費用の総額をきめながら、何百万円と金があるというようなところにも、すでに違反行為があるのでありますから、そういうこともやつてはならぬように、お互いが努力せねばいかんということであつて、これは全体に関連する取締りの対象としての問題である。やはり一応選挙法は正しく守り、守られなければならぬという観点に立つて、この法律をつくるという意味でありますから、この條項はこれでいいと思います。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/41>

042・小澤佐重喜

○小澤委員長 田淵君、どうです。今の問題は別に研究しましょうや。全般の法律の問題として……。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/42>

043・田淵光一

○田淵委員 私は納得します。しかし今の前田君の言うことは、例を申し上げれば一番よくわかる。私の和歌山県の選挙区で、永井君が参議院議員に出るときは、小学生を全部使つて、日教組から命令して、永井に入れろ、永井に入れろ——巡査が取締れない。朝の早くから晩の暗いまでやつている。こういうのが当選してしまつておる。これを失格させるとか、法律で取締るといふような文句を書いておつても、現実に取締れないで、やられてしまう。この点をぼくはよく研究してもらいたい。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/43>

044・島田末信

○島田委員 連呼行為で、たとえば機械的に称呼する連呼行為をすぐさま選挙運動とみなし得られるかどうかですね。こういう連呼行為をただちに選挙運動とみなすか、単に機械的な労務とみなすか、相当検討の余地があると思います。（「選挙運動だ」と呼ぶ者あり）そうなつて来ると、たとえば連呼さず場合に、未成年者の方が声もいいし、長続きもするし、体力も続くという場合が相当多かろうと思う。こういつたものを特に……。 （「それはいかんということになつておる」と呼ぶ者あり）これはどうだろう、実際問題として困りはせぬかな。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/44>

045・小澤佐重喜

○小澤委員長 ただいまの未成年者の問題について、発言がある人がいますか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/45>

046・立花敏男

○立花委員 委員長の言われたことがはつきりしないのですが、未成年者の選挙運動を禁止すると言われるのか、未成年者の選手運動を禁止して、それを犯した者を罰するというところまで言っておられるのか、その、点が非常に不明確なんです。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/46>

047・小澤佐重喜

○小澤委員長 未成年者の運動は、単純な労務提供以外は一切禁止しまして、そうして罰するのです。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/47>

048・立花敏男

○立花委員 そうなれば、罰するという問題になつて来れば、これは重大な問題なんで、やはり関係方面の責任者を呼んで聞かなければ、ここだけでは出てこないと思うのです。現行の何でも未成年者は大体罰せないというふうな……。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/48>

049・小澤佐重喜

○小澤委員長 罰せないじゃないのです。罰金刑を科さないというのです。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/49>

050・立花敏男

○立花委員 この場合に、自主的な選挙運動と申しまして、たとえば連呼のやつもありますし、非常に簡単なものもありますので、それを禁錮とか、そういうものに一足飛びに行くということは、私もちよつと何だと思います。罰するとすれば、どれをどういうふうに罰するか、そういう問題について責任者を呼んで……。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/50>

051・小澤佐重喜

○小澤委員長 そういうことは責任者を呼んだつてわかりません。実際問題を取上げて裁判するので、そういうものは責任者を呼んだつてわかりませんよ。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/51>

052・立花敏男

○立花委員 そうしたら、この法案の中には、未成年者に対する罰則規定は置かないのですか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/52>

053・小澤佐重喜

○小澤委員長 置きます。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/53>

054・立花敏男

○立花委員 どういうふうなものを予定されておるのです。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/54>

055・小澤佐重喜

○小澤委員長 今言つた通りです。一年以下の禁錮、一万五千元以下の罰金に処す……。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/55>

056・立花敏男

○立花委員 罰金もやるのですか。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/56>

057・小澤佐重喜

○小澤委員長 今三浦君が言っているじゃないか。よく聞いていなさい。

発言のURL : <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/101304219X00419520604/57>